

## 固定資産に関する届出について

届出の内容	届出書類
土地・家屋の所有者が死亡したときまたは納税相続人を変更したいとき	納税相続人申告書 ※登記されている土地や建物の名義変更は、法務局へ所有権移転登記の手続が必要となります。
住所を変更したいとき	固定資産に係る申出書 ※登記されている土地や建物の所有者住所、登記されている家屋の所有者変更は、法務局へ登記の手続が必要となります。
家屋(未登記のもの)の所有者が変更となったとき	家屋取壊届出書 ※登記されている家屋については、法務局において滅失登記が必要となります。
建物を壊したとき	

固定資産(土地、家屋および償却資産)に関する左記のような変更があったときは、届出が必要となります。届け出されるときは、印鑑と身分証明書(運転免許証など)をご持参ください。

なお、詳しくは小野町ホームページをご覧ください。

小野町ホームページ

<http://www.town.ono.fukushima.jp>

トップページ〉各課の業務〉税務課

☎税務課 72-6932

## 浄化槽を使用している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する『生きている排水処理施設』です。浄化槽を設置すると、浄化槽法の規定により、①保守点検 ②清掃 ③法定検査が義務づけられます。これらの維持管理を行っていないと浄化槽の機能が十分に発揮されず、汚れた水が流され、河川などの水質が悪化したり悪臭が発生したりするなど、生活環境を悪くする原因になりますので、これらの維持管理は必ず行うようにしましょう。

### ●保守点検

保守点検は、浄化槽の微生物の機能を維持し、浄化槽に設けられた各設備機器が正常に作動するように調整や保守作業を行うものです。

通常は、県の登録を受けた保守点検業者に委託し、家庭用の小型浄化槽では年に最低3回の点検を行う必要があります。(保守点検の回数は浄化槽の処理方式や規模によって異なります。)

### ●清掃

浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや、浄化槽の附属装置や機械類の洗浄を行う作業です。

通常は、地元市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、年に最低1回の清掃を行う必要があります。

### ●法定検査

浄化槽法に規定された水質に関する検査のことで、「7条検査」と「11条検査」の2種類があり、いずれも県が指定する指定検査機関(社団法人福島県浄化槽協会)が行うことになっています。

※平成18年2月の浄化槽法の改正により、法定検査を受検しない浄化槽管理者(設置者)に対しては、罰則規定が適用になる場合がありますので、必ず受検するようにしてください。

#### 〈7条検査〉

浄化槽の工事が適正に施工されているか、浄化槽が本来の機能を発揮しているか、放流水質の基準が守られているかどうかを検査します。浄化槽を設置し、使用開始後3カ月を経過してから5カ月以内の間に受けてください。

#### 〈11条検査〉

浄化槽の保守点検および清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているか、放流水質の基準が守られているかどうかなどを総合的に判断するための検査です。毎年1回、定期的に検査を受けてください。

### ●問い合わせ

浄化槽の管理の委託をされている事業者へご確認ください。

☎地域整備課 72-6936